

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④②：ハード・ソフト両面での海上法執行能力の強化

1. 基本的な考え方

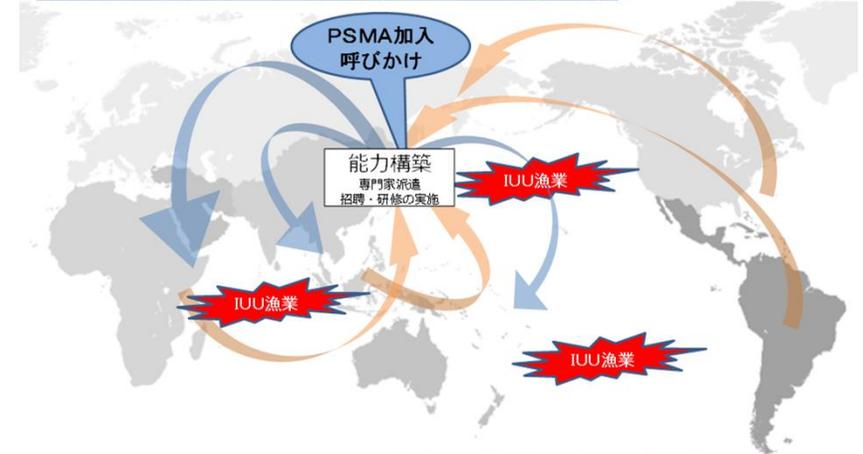
- F O I Pの焦点は物流の動脈である「海の道」を守ること。I U U漁業（各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動）対策といった新たな課題も発生し、「海の道」を守る重要性は更に高まっている。
- 国際法上の不備や沿岸国の対処能力の脆弱性に乗じて、世界各地で多くのI U U漁業問題が確認されており、船員等に対する人権侵害を伴いながら、①水産資源への悪影響、②食料安全保障を含む地元経済への打撃、③海洋環境の破壊、④海上安全保障への脅威（例：南シナ海での他国のEEZ内への侵入）等の弊害をもたらしていると報告されている。

⇒同志国間のI U U漁業対策ネットワークの構築をはじめとした海洋状況把握（MDA）の強化、及び東南アジアや太平洋島嶼国、中南米諸国等に対する日本の知見に基づくハード・ソフト両面での海上法執行能力向上に係る協力等（注：MDA能力強化、警備救難、電子海図を念頭）を通じ、海上における平和と安定の確保に貢献。

2. 具体的な取組

- 巡視船・機材供与や海上輸送インフラの支援継続
- 人材育成やネットワーク構築強化、特に海上保安機関間の連携強化
- 違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）未締約国への加入呼びかけ
- インド太平洋地域の海上法執行機関の行政官を対象としたI U U漁業対策に関する能力構築支援（専門家派遣・招聘等）
- 各国沿岸警備隊との共同訓練、海上保安政策プログラムなど日本における各国沿岸警備隊構成員の人材育成
- シップライダー協定を見据えた国内法令整備の検討、現行法令で可能な海上保安庁／水産庁による船舶の派遣
- 水産庁船舶によるI U U漁業調査の協力
- シーレーン沿岸国の管轄海域管理及び電子海図整備支援

同志国間のネットワークの強化（I U U漁業対策の例）



日本の知見に基づく海上法執行能力の構築支援



I U U漁業船として報告されている漁船の一例。



能力構築支援における研修の様子。